

若狭町過疎地域持続的発展計画（案）に関するパブリック・コメント募集要領

令和7年12月
若狭町観光まちづくり課

1 意見募集の趣旨・目的

過疎地域持続的発展計画とは、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年度から令和12年度の時限立法）に基づき、過疎地域に指定されている区域について総合的かつ計画的な対策を講ずることを目的として、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上等に必要な対策や事業について計画策定するものです。

本町においては、三方地域が令和4年4月1日に追加公示され、一部過疎地域に指定されたことに伴い、同年6月に、若狭町過疎地域持続的発展計画を策定し、総合的かつ計画的な過疎対策に取り組んでまいりました。

この計画の計画期間が、令和7年度で終了することから、新たな計画（計画期間：令和8年度から令和12年度まで）を作成しましたので、町民等の皆様から意見を募集します。

2 意見募集の対象

若狭町過疎地域持続的発展計画（案）

3 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所のある方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する方及び団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- (4) 町内に存する学校に在学する者
- (5) 本町に対し納税義務を有する方及び団体

4 資料入手方法

- (1) 若狭町ホームページで閲覧
- (2) 若狭町役場三方庁舎2階 観光まちづくり課で閲覧
- (3) 若狭町役場上中庁舎1階 上中窓口で閲覧

5 意見の募集期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月15日（木）まで（必着）

6 意見提出先・提出方法

(1) 電子メール

別紙の意見提出用紙にご氏名、連絡先及び本件へのご意見等をご記入の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

メールアドレス : kanmachi@town.fukui-wakasa.lg.jp

(電子メールの件名を「若狭町過疎地域持続的発展計画（案）に対する意見」としてください。)

(2) 郵送

別紙の意見提出用紙にご氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、次の住所宛にお送りください。

住所 : 〒919-1393

若狭町中央1-1

若狭町観光まちづくり課 宛

(3) FAX

別紙の意見提出用紙にご氏名、連絡先及び本件へのご意見をご記入の上、次のFAX番号宛にお送りください。

FAX番号 : 0770-45-1115

※ 電話での意見提出はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。

7 その他

皆様からいただいたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。

ご提出いただきましたご意見については、個人情報を除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめご承知おきください。

ご意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見募集に関する業務にのみ利用させていただきます。